

第 4 1 号議案

加東市駐車場条例の一部を改正する条例制定の件

加東市駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 6 月 1 日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市駐車場条例の一部を改正する条例

加東市駐車場条例（平成 2 4 年加東市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。
- (2) 改正前の欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 前		改 正 後	
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
第 2 条 駐車場の名称及び位置は、次の表のとおりとする。		第 2 条 駐車場の名称及び位置は、次の表のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
加東市社公園駐車場	加東市社 8 5 9 番地	加東市社公園駐車場	加東市社 8 5 9 番地

加東市 J R 社町駅前駐車場	〔略〕
-----------------	-----

(供用対象)

第 3 条 駐車場に駐車できる自動車は、加東市社公園駐車場にあっては道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 3 条に規定する普通自動車、大型自動二輪車及び普通自動二輪車、加東市 J R 社町駅前駐車場にあっては同条に規定する普通自動車とする。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

別表（第 6 条、第 7 条関係）

名称	利用区分	使用料
加東市社公園駐車場	—	無料
加東市 J R 社町駅前駐車場	〔略〕	〔略〕

朝光寺参道入口駐車場	加東市畑 5 9 3 番地 1、5 9 4 番地 1、5 9 5 番地 1、6 4 8 番地及び 6 4 8 番地 1
三草山山口登山口駐車場	加東市上三草 1 1 3 6 番地 2 8
三草山畑登山口駐車場	加東市畑 6 4 0 番地 1
三草山鹿野登山口駐車場	加東市下久米 3 9 1 番地 1 2 8
播州清水寺登山口駐車場	加東市平木 1 0 1 番地 3
加東市 J R 社町駅前駐車場	〔略〕

(供用対象)

第 3 条 駐車場に駐車できる自動車は、加東市社公園駐車場、朝光寺参道入口駐車場、三草山山口登山口駐車場、三草山畑登山口駐車場、三草山鹿野登山口駐車場及び播州清水寺登山口駐車場にあっては道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 3 条に規定する普通自動車、大型自動二輪車及び普通自動二輪車、加東市 J R 社町駅前駐車場にあっては同条に規定する普通自動車とする。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

別表（第 6 条、第 7 条関係）

名称	利用区分	使用料
加東市社公園駐車場	—	無料
朝光寺参道入口駐車場	—	無料
三草山山口登山口駐車場	—	無料
三草山畑登山口駐車場	—	無料

	三草山鹿野登山口駐車場	—	無料
	播州清水寺登山口駐車場	—	無料
	加東市 J R 社町駅前駐車場	〔略〕	〔略〕

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第41号議案 要旨

加東市駐車場条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

道路交通の円滑化を図るとともに、公衆の利便に供するため、駐車場を設置しているが、加東市駐車場条例に定めていない駐車場があることから、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

- (1) 朝光寺参道入口駐車場、三草山山口登山口駐車場、三草山畑登山口駐車場、三草山鹿野登山口駐車場及び播州清水寺登山口駐車場の5箇所を加えること。（第2条関係）
- (2) (1)の5箇所の駐車場に駐車できる自動車を定めること。（第3条関係）
- (3) (1)の5箇所の駐車場の使用料を無料とすること。（別表関係）

3 施行期日 公布の日





